

音楽教室の教師と生徒による演奏権侵害の成否

知的財産高等裁判所 令和3年3月18日判決言渡
令和2年(ネ)第10022号 音楽教室における
著作物使用にかかわる請求権不存在確認控訴事件

山 口 裕 司*

抄 録 音楽教室事業者と日本音楽著作権協会との間の請求権不存在確認訴訟の知財高裁判決は、音楽教室事業者の請求を全て棄却した原判決を変更し、予備的請求を一部認容した。本判決は、カラオケ法理の無限定な適用を見直す契機となり得るもので、教師による演奏行為と生徒による演奏行為に分けた分析は、「音楽教室事業の実態を踏まえ」て判断しようとした努力が窺えるが、教師による演奏行為における擬制的な理屈により、生徒による演奏行為についての結論と正反対の結論が導かれてしまうことの居心地の悪さが残った。本稿では、本判決が採用した演奏主体、「公衆」性、「聞かせる目的」の解釈について検討し、より「音楽教室事業の実態」に沿った、座りの良い解釈の可能性について論じる。

目 次

1. はじめに
2. 本件の経緯
3. 本判決の要旨
4. 検 討
 4. 1 音楽教室における演奏の主体
 4. 2 演奏する自分自身の「公衆」性
 4. 3 教師の演奏における生徒の「公衆」性
 4. 4 生徒の演奏目的と「公衆」性
 4. 5 音楽教室事業者を演奏主体と仮定した場合
 4. 6 「聞かせる目的」と非「享受」性の解釈
5. おわりに

1. はじめに

本判決は、日本音楽著作権協会（JASRAC）による音楽教室事業者に対する使用料徴収の動きに対して、音楽教室事業者が提起した請求権不存在確認訴訟について出された控訴審判決である。

本判決は、音楽教室事業者の請求を全て棄却した原判決を変更し、予備的請求を一部認容した点でも、いわゆるカラオケ法理の無限定な適用を見直す契機となり得る点でも注目される判決と言える。

2. 本件の経緯

本件は、JASRACが2017年（平成29年）2月に、音楽教室における演奏等の管理を開始する方針を公表し、2017年6月7日に楽器教室における演奏等に関する使用料規程を文化庁長官に届け出たことに端を発している。音楽教育事業を営む企業・団体により結成された「音楽教育を守る会」の会員である音楽教室事業者等により、本件のJASRACに対する音楽教室における著作物使用にかかわる請求権不存在確認訴訟

* 弁護士 Yuji YAMAGUCHI

が、2017年7月27日に、東京地裁に提起された。訴訟に至る経緯や原判決の詳細については、別稿¹⁾において紹介しているので、ご参照頂きたい。

原判決も本判決も、争点は同じで、(1)原告らについての確認の利益の有無(争点1)、(2)音楽教室における演奏が「公衆」に対するものであるか(争点2)、(3)音楽教室における演奏が「聞かせることを目的」とするものであるか(争点3)、(4)音楽教室における2小節以内の演奏について演奏権が及ぶか(争点4)、(5)演奏権の消尽の成否(争点5)、(6)録音物の再生に係る実質的違法性阻却事由の有無(争点6)、(7)権利濫用の成否(争点7)の7つであった。

原判決は、音楽著作物の利用主体である音楽教室事業者との関係で、音楽教室における生徒は、不特定の者であり、また、多数の者にも当たるから、「公衆」に該当し、音楽教室における演奏は、「公衆に…聞かせることを目的として」(公に)との要件を充足する等の判断を行って、争点1から4までをいずれも肯定し、争点5から7までをいずれも否定して、請求権不存在の確認請求を全部棄却したが、本判決は、原判決を変更し、予備的請求を一部認容した。

3. 本判決の要旨

以下では、争点2(音楽教室における演奏が「公衆」に対するものであるか)及び争点3(音楽教室における演奏が「聞かせることを目的」とするものであるか)についての判旨を紹介する。

(1) はじめに

ウ 著作物の利用主体の判断基準について

「控訴人らの音楽教室のレッスンにおける教師又は生徒の演奏は、営利を目的とする音楽教室事業の遂行の過程において、その一環として行われるものであるが、音楽教室事業の上記内容や性質等に照らすと、音楽教室における演奏の主体については、単に個々の教室における演

奏行為を物理的・自然的に観察するのみではなく、音楽教室事業の実態を踏まえ、その社会的、経済的側面からの観察も含めて総合的に判断されるべきであると考えられる。

このような観点からすると、音楽教室における演奏の主体の判断に当たっては、演奏の対象、方法、演奏への関与の内容、程度等の諸要素を考慮し、誰が当該音楽著作物の演奏をしているかを判断するのが相当である(最高裁平成21年(受)第788号同23年1月20日第一小法廷判決・民集65巻1号399頁〔ロクラクⅡ事件最高裁判決〕参照)。

エ 「公衆に直接(中略)聞かせることを目的として」について

(ア) 「公衆に直接」について

「著作権法22条は、演奏権の行使となる場合を「不特定又は多数の者」に聞かせることを目的として演奏することに限定しており、「特定かつ少数の者」に聞かせることを目的として演奏する場合には演奏権の行使には当たらないとしているところ、このうち、「特定」とは、著作権者の保護と著作物利用者の便宜を調整して著作権の及ぶ範囲を合目的な領域に設定しようとする同条の趣旨からみると、演奏権の主体と演奏を聞かせようとする目的の相手方との間に個人的な結合関係があることをいうものと解される。」

「著作権法22条は、演奏権の行使となる場合を、演奏行為が相手方に「直接」聞かせることを目的とすることに限定しており、演奏者は面前にいる相手方に聞かせることを目的として演奏することを求めている。

さらに、自分自身が演奏主体である場合、演奏する自分自身は、演奏主体たる自分自身との関係において不特定者にも多数者にもなり得るはずはないから、著作権法22条の「公衆」は、その文理からしても、演奏主体とは別の者を指すと解することができる。」

(イ)「聞かせることを目的」について

「著作権法22条は、「聞かせることを目的」として演奏することを要件としている。この文言の趣旨は、「公衆」に対して演奏を聞かせる状況ではなかったにもかかわらず、たまたま「公衆」に演奏を聞かれた状況が生じたからといって（例えば、自宅の風呂場で演奏したところ、たまたま自宅近くを通りかかった通行人にそれを聞かれた場合）、これを演奏権の行使とはしないこと、逆に、「公衆」に対して演奏を聞かせる状況であったにもかかわらず、たまたま「公衆」に演奏を聞かれなかったという状況が生じたからといって（例えば、繁華街の大通りで演奏をしたところ、たまたま誰も通りかからなかった場合）、これを演奏権の行使からは外さない趣旨で設けられたものと解するのが相当であるから、「聞かせることを目的」とは、演奏が行われる外形的・客観的な状況に照らし、演奏者に「公衆」に演奏を聞かせる目的意思があったと認められる場合をいい、かつ、それを超える要件を求めるものではないと解するのが相当である。」

(ウ) 本件について

「演奏権の行使となるのは、演奏者が、①面前にいる個人的な人的結合関係のない者に対して、又は、面前にいる個人的な結合関係のある多数の者に対して、②演奏が行われる外形的・客観的な状況に照らして演奏者に上記①の者に演奏を聞かせる目的意思があったと認められる状況で演奏をした場合と解される。

本件使用態様1ないし4のとおり、控訴人らの音楽教室で行われた演奏は、教師並びに生徒及びその保護者以外の者の入室が許されない教室か、生徒の居宅であるから、演奏を聞かせる相手方の範囲として想定されるのは、ある特定の演奏行為が行われた時に在室していた教師及び生徒のみである。すなわち、本件においては、一つの教室における演奏行為があった時点の教

師又は生徒をとらえて「公衆」であるか否かを論じなければならない。」

(2) 教師による演奏行為について

ア 教師による演奏行為の本質について

「控訴人らは、音楽を教授する契約及び楽器の演奏技術等を教授する契約である本件受講契約を締結した生徒に対して、音楽及び演奏技術等を教授することを目的として、雇用契約又は準委任契約を締結した教師をして、その教授を行うレッスンを実施している。

そうすると、音楽教室における教師の演奏行為の本質は、音楽教室事業者との関係においては雇用契約又は準委任契約に基づく義務の履行として、生徒との関係においては本件受講契約に基づき音楽教室事業者が負担する義務の履行として、生徒に聞かせるために行われるものと解するのが相当である。」

ウ 演奏主体について

「控訴人らのうち、教師を兼ねる個人事業者たる音楽教室事業者や、個人教室を運営する各控訴人（別紙C）らが教師として自ら行う演奏については、その主体が音楽教室事業者である当該控訴人らであることは、明らかである。」

「控訴人らは、生徒との間で締結した本件受講契約に基づく演奏技術等の教授の義務を負い、その義務の履行のために、教師との間で雇用契約又は準委任契約を締結し、教師は、この雇用契約又は準委任契約に基づく義務の履行として、控訴人らのために生徒に対してレッスンを行っているという関係にある。そして、教師の演奏（録音物の再生を含む。）は、前記イのとおり、そのレッスンの必須の構成要素であり、音楽教室事業者である控訴人らが音楽教室において教師の演奏が行われることを知らないはずはないといえるし、そのレッスンにおける教師の指導は、音楽教育の指導として当然の手法であって、本件受講契約の本旨に従ったものとい

える。また、音楽教室事業者である控訴人らは、その事業運営上の必要性から、雇用契約を締結している教師については当然として、準委任契約を締結した教師についても、その資質、能力等の管理や、事業理念及び指導方針に沿った指導を生徒に行うよう指示、監督を行っているものと推認され、控訴人らに共通する事実のみに従った判断を求める本件事案の性質上、これに反する証拠は提出されていない。さらに、教師の演奏が行われる音楽教室は、控訴人らが設営し、その費用負担の下に演奏に必要な音響設備、録音物の再生装置等の設備が設置され、控訴人らがこれらを占有管理していると推認され、上記同様に、これに反する証拠は提出されていない。

以上によれば、控訴人らは、教師に対し、本件受講契約の本旨に従った演奏行為を、雇用契約又は準委任契約に基づく法的義務の履行として求め、必要な指示や監督をしながらその管理支配下において演奏させているといえるのであるから、教師がした演奏の主体は、規範的観点に立てば控訴人らであるというべきである。」

エ 「公衆に直接（中略）聞かせることを目的として」について

「演奏権の行使に当たるか否かの判断は、演奏者と演奏を聞かせる目的の相手方との個人的な結合関係の有無又は相手方の数において決せられるところ、この演奏者とは、著作権者の保護と著作物利用者の便宜を調整して著作権の及ぶ範囲を合目的な領域に設定しようとする著作権法22条の趣旨からみると、演奏権の行使について責任を負うべき立場の者、すなわち演奏の主体にほかならない。…音楽教室における演奏の主体は、教師の演奏については控訴人ら音楽教室事業者であり、教師の演奏行為について教師が「公衆」に該当しないことは当事者間に争いがなく、生徒に聞かせるために演奏していることは明らかであるから、実際の演奏者である教師の演奏行為が「公衆」に直接聞かせること

を目的として演奏されたものであるといえるかは、規範的観点から演奏の主体とされた音楽教室事業者からみて、その顧客である生徒が「特定かつ少数」の者に当たらないといえるか否かにより決せられるべきこととなる。」

「生徒が控訴人らに対して受講の申込みをして控訴人らとの間で受講契約を締結すれば、誰でもそのレッスンを受講することができ、このような音楽教室事業が反復継続して行われており、この受講契約締結に際しては、生徒の個人的特性には何ら着目されていないから、控訴人らと当該生徒が本件受講契約を締結する時点では、控訴人らと生徒との間に個人的な結合関係はなく、かつ、音楽教室事業者としての立場での控訴人らと生徒とは、音楽教室における授業に関する限り、その受講契約のみを介して関係性を持つにすぎない。そうすると、控訴人らと生徒の当該契約から個人的結合関係が生じることはなく、生徒は、控訴人ら音楽事業者との関係において、不特定の者との性質を保有し続けると理解するのが相当である。

したがって、音楽教室事業者である控訴人らからみて、その生徒は、その人数に関わりなく、いずれも「不特定」の者に当たり、「公衆」になるというべきである。音楽教室事業者が教師を兼ねている場合や個人教室の場合においても、事業として音楽教室を運営している以上は、受講契約締結の状況は上記と異ならないから、やはり、生徒は「不特定」の者というべきである。」

「音楽教室事業者の地位にある控訴人らと生徒とのつながりは、不特定者を相手方として形成された有償契約たる本件受講契約上の当事者間の関係を出ないのであり、音楽教室における授業の中で教師と生徒とが接点を持つ限り、その性質が変容するものではなく、この点は、音楽教室事業者が教師の地位を兼有しているとしても変わりはない。もとより、教師が生徒との間で個人的信頼関係を形成し、教室外で、音楽

教室の指導を離れて生徒の教授に当たること等の個人的な結合関係を醸成することはあり得ることであるが、そのような過程で演奏が行われることがあるとしても、そのような演奏は、そもそも本件において審理の対象となっている音楽教室における演奏というべきではなく、当裁判所の判断の対象には当たらない。」

「控訴人らの音楽教室におけるレッスンは、教師又は再生音源による演奏を行って生徒に課題曲を聞かせることと、これを聞いた生徒が課題曲の演奏を行って教師に聞いてもらうことを繰り返す中で、演奏技術等の教授を行うものであるから、教師又は再生音源による演奏が公衆である生徒に対し聞かせる目的で行われていることは、明らかである。」

「「聞かせることを目的」とするとの文言の趣旨は、…演奏が行われる外形的・客観的な状況に照らし、演奏者に「公衆」に演奏を聞かせる目的意思があったと認められる場合をいい、かつ、それを超える要件を求めるものではないと解するのが相当であるし、また、「著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的」としない場合に著作権の制限を認める著作権法30条の4に留意したとしても、音楽教室における演奏の目的は、演奏技術等の習得にあり、演奏技術等の習得は、音楽著作物に込められた思想又は感情の表現を再現することなしにはあり得ず、教師の演奏も、当該音楽著作物における思想又は感情の表現を生徒に理解させるために行われるものというべきであるから、著作物に表現された思想又は感情を他人に享受させる目的があることは明らかである。」

(3) 生徒による演奏行為について

ア 生徒による演奏行為の本質について

「音楽教室における生徒の演奏行為の本質は、本件受講契約に基づく音楽及び演奏技術等の教

授を受けるため、教師に聞かせようとして行われるものと解するのが相当である。なお、個別具体の受講契約においては、充実した設備環境や、音楽教室事業者が提供する楽器等の下で演奏することがその内容に含まれることもあり得るが、これらは音楽及び演奏技術等の教授を受けるために必須のものとはいえず、個別の取決めに基づく副次的な準備行為や環境整備にすぎないというべきであるから、音楽教室における生徒の演奏の本質は、あくまで教師に演奏を聞かせ、指導を受けることにあるというべきである。

また、音楽教室においては、生徒の演奏は、教師の指導を仰ぐために専ら教師に向けてされているのであり、他の生徒に向けてされているとはいえないから、当該演奏をする生徒は他の生徒に「聞かせる目的」で演奏しているのではないというべきであるし、自らに「聞かせる目的」のものともいえないことは明らかである(自らに聞かせるためであれば、ことさら音楽教室で演奏する必要はない。)」

ウ 演奏主体について

「生徒は、控訴人らとの間で締結した本件受講契約に基づく給付としての楽器の演奏技術等の教授を受けるためレッスンに参加しているのであるから、教授を受ける権利を有し、これに対して受講料を支払う義務はあるが、所定水準以上の演奏を行う義務や演奏技術等を向上させる義務を教師又は控訴人らのいずれに対しても負ってはならず、その演奏は、専ら、自らの演奏技術等の向上を目的として自らのために行うものであるし、また、生徒の任意かつ自主的な姿勢に任されているものであって、音楽教室事業者である控訴人らが、任意の促しを超えて、その演奏を法律上も事実上も強制することはできない。」

「音楽教室における生徒の演奏の本質は、あくまで教師に演奏を聞かせ、指導を受けること自体にあるというべきであり、控訴人らによる

楽曲の選定、楽器、設備等の提供、設置は、個別の取決めに基づく副次的な準備行為、環境整備にすぎず、教師が控訴人らの管理支配下にあることの考慮事情の一つにはなるとしても、控訴人らの顧客たる生徒が控訴人らの管理支配下にあることを示すものではなく、いわんや生徒の演奏それ自体に対する直接的な関与を示す事情とはいえない。」

「生徒は、専ら自らの演奏技術等の向上のために任意かつ自主的に演奏を行っており、控訴人らは、その演奏の対象、方法について一定の準備行為や環境整備をしているとはいっても、教授を受けるための演奏行為の本質からみて、生徒がした演奏を控訴人らがした演奏とみることとは困難といわざるを得ず、生徒がした演奏の主体は、生徒であるというべきである。」

「カラオケ店における客の歌唱においては、同店によるカラオケ室の設営やカラオケ設備の設置は、一般的な歌唱のための単なる準備行為や環境整備にとどまらず、カラオケ歌唱という行為の本質からみて、これなくしてはカラオケ店における歌唱自体が成り立ち得ないものであるから、本件とはその性質を大きく異にするものというべきである。」

エ 小 括

「音楽教室における生徒の演奏の主体は当該生徒であるから、その余の点について判断するまでもなく、生徒の演奏によっては、控訴人らは、被控訴人に対し、演奏権侵害に基づく損害賠償債務又は不当利得返還債務のいずれも負わない（生徒の演奏は、本件受講契約に基づき特定の音楽教室事業者の教師に聞かせる目的で自ら受講料を支払って行われるものであるから、「公衆に直接（中略）聞かせることを目的」とするものとはいえず、生徒に演奏権侵害が成立する余地もないと解される。）。

なお、念のために付言すると、仮に、音楽教室における生徒の演奏の主体は音楽事業者であ

ると仮定しても、この場合には、…音楽教室における生徒の演奏の本質は、あくまで教師に演奏を聞かせ、指導を受けることにある以上、演奏行為の相手方は教師ということになり、演奏主体である音楽事業者が自らと同視されるべき教師に聞かせることを目的として演奏することになるから、「公衆に直接（中略）聞かせる目的」で演奏されたものとはいえないというべきである」

4. 検 討

4. 1 音楽教室における演奏の主体

原判決は、クラブキャッツアイ事件とロクラクⅡ事件の最高裁判決を参照して、「原告らの音楽教室における音楽著作物の利用主体の判断に当たっては、利用される著作物の選定方法、著作物の利用方法・態様、著作物の利用への関与の内容・程度、著作物の利用に必要な施設・設備の提供等の諸要素を考慮し、当該演奏の実現にとって枢要な行為がその管理・支配下において行われているか否かによって判断するのが相当である」という判断基準を示した。これに対し、本判決は、ロクラクⅡ事件の最高裁判決のみを参照判決として挙げて、「音楽教室における演奏の主体の判断に当たっては、演奏の対象、方法、演奏への関与の内容、程度等の諸要素を考慮し、誰が当該音楽著作物の演奏をしているかを判断するのが相当である」という判断基準を示した。

本判決は、カラオケ店における客の歌唱が音楽教室における生徒の演奏とはその性質を大きく異にする判断をして、「管理・支配」と「利益の帰属」の二つの要素を重視するカラオケ法理を本件に単純に当てはめることはしていない。本判決の判断基準は、ロクラクⅡ事件の最高裁判決における「複製」についての判示を「演奏」に置き換えたような内容となっているが、ロクラクⅡ事件の最高裁判決におけるキーワー

ドとなった「枢要な行為」という表現を用いてはいない。つまり、本判決は、ロクラクⅡ事件の最高裁判決の判断枠組みに沿いつつも、「枢要な行為」という指すものが明確ではない概念²⁾を用いることを避けるといった修正を図ろうとしている。ロクラクⅡ事件の最高裁判決における「考慮されるべき要素も、行為類型によって変わり得るのであり、行為に対する管理、支配と利益の帰属という二要素を固定的なものと考えるべきではない」という金築誠志裁判官の補足意見の指摘からみて、著作物の利用主体についての判断基準を、行為類型や事案に合うように修正して構成することは必要なことだと考えられる。

本判決は、その上で、教師と生徒による演奏行為のそれぞれについて演奏の主体を検討し、「控訴人らは、教師に対し、本件受講契約の本旨に従った演奏行為を、雇用契約又は準委任契約に基づく法的義務の履行として求め、必要な指示や監督をしながらその管理支配下において演奏させているといえるのであるから、教師がした演奏の主体は、規範的観点に立てば控訴人らである」としながら、「生徒は、控訴人らとの間で締結した本件受講契約に基づく給付としての楽器の演奏技術等の教授を受けるためレッスンに参加しているのであるから、教授を受ける権利を有し、これに対して受講料を支払う義務はあるが、所定水準以上の演奏を行う義務や演奏技術等を向上させる義務を教師又は控訴人らのいずれに対しても負ってはならず、その演奏は、専ら、自らの演奏技術等の向上を目的として自らのために行うものであるし、また、生徒の任意かつ自主的な姿勢に任されている」として「生徒がした演奏の主体は、生徒である」という整理を行った。

教師と生徒による演奏行為を契約関係上の義務という観点から検討することは原判決でも行われていたが、生徒による演奏は任意かつ自主

的に行われているという視点は原判決には見られなかったものであり、「音楽教室事業の実態を踏まえ、その社会的、経済的側面からの観察も含めて総合的に判断」しようとした結果だと思われる。

ただ、より「音楽教室事業の実態を踏まえ、その社会的、経済的側面から」観察すれば、音楽教室は、教師が生徒の能力に応じた個別指導をせざるを得ない面が強いから、生徒を直接指導する教師の裁量の幅が大きく、音楽教室事業者の教師の演奏に対する管理支配を觀念することがどこまで実態に合っているのかは疑問である。

さらにいえば、約250の音楽教室事業者の多様な教授形態を踏まえて、控訴人らは、請求目録において、教師の演奏と生徒の演奏を緻密に細かく場合分けしている。音楽教室事業者における教授形態が一様ではないとしても、音楽に親しむ目的だけの幼児向けの初心者クラスを除けば、30分ないし60分間程度のレッスンで教師が演奏する時間はさほどないのが実際のところではないかと思われる³⁾。生徒は、自宅で練習を重ねた上で、音楽教室でのレッスンの限られた時間の中で少しでも自己の演奏を教師に聞いてもらい、アドバイスをもらうことを期待しているからである。そもそも、本判決は、音楽教室において、最初に、「生徒が課題曲を初めて演奏する際等には、生徒が演奏する前に、教師が課題曲を演奏して課題を示す」という演奏態様がある旨を説明しているが、生徒は楽譜が読めるようになると、譜読みをする力（読譜力）をつけることが重要となるから、生徒が課題曲の練習を始める際に、教師が最初に課題曲を演奏するとは必ずしもいえない。それゆえ、本判決が、「教師の演奏（録音物の再生を含む。）は、…そのレッスンの必須の構成要素であ」としているのは、実態にそぐわない過大な位置づけであると思われる。

本判決は、原判決を一部取り消したにとどま

るが、本件のような事例にカラオケ法理を適用することに伴う過度に擬制的な取り扱いに見直しを迫るものとして大きな意義を有する。また、本判決は、生徒の演奏行為について音楽教室事業者に演奏主体性を認めていた原判決に対する強い批判⁴⁾を踏まえた判断ともいえる。

4. 2 演奏する自分自身の「公衆」性

原判決は、「生徒の演奏技術の向上のためには、生徒自身が自らの演奏を注意深く聞く必要がある、グループレッスンにおいては、他の生徒の演奏を聞くことも自らの演奏技術の向上にとって必要であることからすると、音楽教室における生徒の演奏は、教師のみならず他の生徒又は自らにも向けられたものであって、聞き手としての公衆は存在するというべきである」とし、「カラオケボックスの客も音楽教室の生徒もいずれも公衆に当たる者であり、自らが歌唱又は演奏すると同時に、その歌唱又は演奏を聞く立場にある点で実質的な差異はないというべきである」と述べていたから、演奏する自分自身が聞き手としての公衆に当たることになり、公私の区別が意味をなさない理論的な不都合が生じていた。

これに対し、本判決は、「自分自身が演奏主体である場合、演奏する自分自身は、演奏主体たる自分自身との関係において不特定者にも多数者にもなり得るはずはないから、著作権法22条の「公衆」は、その文理からしても、演奏主体とは別の者を指すと解することができる」と明確に述べ、原判決の理論的な不都合を是正しており、常識にかなった判断といえる。

なお、前述のように、限られた時間のレッスンの中で教師が演奏することは実際には多くはないのではないかと述べたが、教師が伴奏したり、マイナスイオン音を再生したりすることは考えられる。しかし、生徒の演奏の伴奏としての教師の演奏やマイナスイオン音の再生は、生徒の

演奏が他の楽器の演奏と調和することを確認するために行っているわけであるから、演奏している生徒自身が、教師の伴奏やマイナスイオン音源の再生の聞き手であって、公衆に当たると考えるのも、同様におかしいといえる。生徒と教師の多重奏は、演奏が互いに相手の耳に届いているとしても、やはり「公衆」に聞かせるとは評価できないと考えるべきであろう。

4. 3 教師の演奏における生徒の「公衆」性

本判決は、教師の演奏行為に関して、「控訴人らと当該生徒が本件受講契約を締結する時点では、控訴人らと生徒との間に個人的な結合関係はなく、かつ、音楽教室事業者としての立場での控訴人らと生徒とは、音楽教室における授業に関する限り、その受講契約のみを介して関係性を持つにすぎない」ことから、「生徒は、控訴人ら音楽事業者との関係において、不特定のものとの性質を保有し続ける」と結論付け、「たとえ生徒が1名であっても当該生徒は音楽教室事業者からみると不特定のものとして「公衆」に該当する」とまで述べた。本判決は、「規範的観点から」「顧客である生徒が「特定かつ少数」の者に当たらないといえるか否か」によって、「公衆」性の要件を判断しようとする立場を表明しているが、その実は、極めて観念的に音楽教室の生徒を捉えている上に、「教師が生徒との間で個人的信頼関係を形成」する場合を「審理の対象」外であるとしており、様々な規模の音楽教室事業者における多様な受講態様を「社会的、経済的側面から」観察することをしなかった。

10名程度以下のグループレッスンがあり得るとしても、個別指導を行う場合が多い音楽教室は、カラオケスナックのように営業時間にいつでも来訪して、レッスンを受けられるわけではなく、担当する教師を決めて、指導時間を予約して指導を受けるものである。教師が自分の指導する生徒達の演奏発表会を毎年開催し、生徒

が幼い時から大学生に至るまで指導が続き、教師と生徒が家族ぐるみで交流をする例も少なくないから、「教師が生徒との間で個人的信頼関係を形成」する場合を「審理の対象」外とするのであれば、本判決の判断が、どこまでの音楽教室の受講契約に妥当することになるのかについて疑問が生じざるを得ない。

4. 4 生徒の演奏目的と「公衆」性

本判決は、生徒の演奏行為に関しては、演奏主体が当該生徒である上に、生徒の演奏は「特定の音楽教室事業者の教師に聞かせる目的で行われるから公衆に直接聞かせることを目的とするものとはいえず、生徒に演奏権侵害が成立する余地もないと解している。生徒は教師のアドバイスを求めて演奏を行うのであるから、生徒が公衆に直接聞かせることを目的として演奏していないという理解は妥当である。さらに、そう理解すると、教師が、個別指導をする場合にはもちろんのこと、10名程度以下のグループレッスンをする場合であっても、「特定かつ少数」の者に対して「直接聞かせる」ことを目的としているとしかいうほかなく、教師の演奏行為の法的評価も、生徒の演奏行為の法的効果に揃うような解釈が求められると思われる。この解釈は、本判決が、「演奏を聞かせる相手方の範囲として想定されるのは、ある特定の演奏行為が行われた時に在室していた教師及び生徒のみである。すなわち、本件においては、一つの教室における演奏行為があった時点の教師又は生徒をとらえて「公衆」であるか否かを論じなければならない。」と述べていることとも一貫する。

4. 5 音楽教室事業者を演奏主体と仮定した場合

本判決は、「念のために付言する」として、「仮に、音楽教室における生徒の演奏の主体は音楽

事業者であると仮定し」た場合についても言及して、「音楽教室における生徒の演奏の本質は、あくまで教師に演奏を聞かせ、指導を受けることにある以上、演奏行為の相手方は教師ということになり、演奏主体である音楽事業者が自らと同視されるべき教師に聞かせることを目的として演奏することになるから、「公衆に直接（中略）聞かせる目的」で演奏されたものとはいえない」と判示している。いささか技巧的な解釈であるが、ここで、本判決は、生徒が特定の担当教師に演奏を聞かせることを前提としている。そうであれば、教師の演奏行為についても、教師が、特定のレッスンに参加している1名又は10名程度以下の生徒に演奏を聞かせることを前提として、「公衆に直接（中略）聞かせる目的」で演奏されたものとはいえないという結論を導くのが自然だと思われ、教師の演奏行為の法的評価が、生徒の演奏行為の法的効果と全く異なることには違和感が残る。

音楽教室事業者を間接行為者として位置付けた場合、教師や生徒は直接行為者と考えられることができるが、間接行為者が責任を負うには、直接行為者の行為が著作権法上の侵害行為でなければならない（従属説⁵⁾。本判決は、教師の演奏行為に関して、音楽教室事業者を演奏の主体として位置付けた後、音楽教室事業者から見て「生徒は、その人数に関わりなく、いずれも「不特定」の者に当たり、「公衆」になる」と判断したが、直接行為者である教師が特定のクラスで相手にしている1名又は10名程度以下の生徒をとらえて「公衆」であるか否かを論じるべきであったのであり、生徒の演奏行為の場合と同様に、「公衆」性を否定する余地はあったと思われる。

4. 6 「聞かせる目的」と非「享受」性の解釈

本判決は、教師による演奏行為に関して、「聞かせることを目的」とする演奏とは、「聞き手

に官能的な感動を与えることを目的とする演奏」あるいは「音楽の著作物としての価値を享受させることを目的とする演奏」をいう」という控訴人らの主張を採用せず、「演奏が行われる外形的・客観的な状況に照らし、演奏者に「公衆」に演奏を聞かせる目的意思があったと認められ」ればよいとし、「著作権法30条の4に留意したとしても、音楽教室における演奏の目的は、演奏技術等の習得にあり、演奏技術等の習得は、音楽著作物に込められた思想又は感情の表現を再現することなしにはあり得ず、教師の演奏も、当該音楽著作物における思想又は感情の表現を生徒に理解させるために行われるものというべきであるから、著作物に表現された思想又は感情を他人に享受させる目的があることは明らかである」と判断している。

確かに演奏権侵害を根拠づける要件と権利制限規定の要件を混同するべきではないが、著作権者と利用者のバランスを取るために設けられたそれぞれの要件には、一定の範囲で趣旨が共通する面があるので、両者が調和するように解釈することは、最近の法改正の趣旨をよりよく反映させることにつながると考えられる。

とりわけ、法改正が続く権利制限規定の分野では、現在、研究目的に係る著作物利用に関する権利制限規定の創設についての検討が行われている。営利・非営利を問わず、研究に関わる著作物利用には著作権法上の制約が足枷となることも少なくなく、教育目的に係る著作物利用も含めて更なる抜本的な見直しが期待されるし、現行法の解釈に当たっても、既に俎上に上がっている不都合を解消していく方向で工夫する余地があろう。

本件で、約250の音楽教室事業者がいずれも生徒を一般に広く募集している⁶⁾とは限らず、生徒が固定していることも少なくないと考えられることからすると、教師の演奏が1名又は10名程度以下の生徒に演奏を聞かせる目的で行わ

れていることをもって、「不特定」の者すなわち「公衆」に対するものと扱うことは、「音楽教室事業の実態を踏まえ」た判断といえるのかについて疑問が残る。

また、レッスンで教師が演奏することは実際には多くないことは前述したが、教師が、仮に生徒向けに模範演奏を行うとしても、プロの音楽家として公開の発表会で演奏を行うのとは、演奏環境としても、経済的な意味合いでも、大きな相違がある。その点は、「著作物に表現された思想又は感情を他人に享受させる目的」の有無や「当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害する」か否か（著作権法30条の4）の差にも波及するから、レッスンでの生徒向けの演奏とプロの音楽家としての公開の発表会での演奏を同一視することは、演奏行為の実態を見誤ることになる。

5. おわりに

本判決は、カラオケ法理を無限定に適用してきたことに見直しを迫る意義があると共に、教師による演奏行為と生徒による演奏行為に分けて分析し、音楽教室事業者に演奏権侵害を主張し得るのかの結論を一部変更した点で、実務上の影響も大きいものである。本判決における「公衆」性についての認定は、原判決よりも「音楽教室事業の実態を踏まえ、その社会的、経済的側面からの観察も含めて総合的に判断」しようと努めたものだとも理解できるが、教師による演奏行為における擬制的な理屈により、生徒による演奏行為についての結論と正反対の結論が導かれてしまうことの居心地の悪さは禁じ得ない。

「たとえ生徒が1名であっても当該生徒は音楽教室事業者からみると不特定の者として「公衆」に該当する」と述べるなど、本判決には、世間常識からは理解しにくい無理のある理屈が隠れている。本件については、2021年（令和3

年) 4月1日に最高裁への上告(受理申立て)がなされており、「音楽教室事業の実態」に沿った、理論的にも常識的にも納得のいく判断が待たれる。

注 記

- 1) 山口裕司「音楽教室における楽器のレッスンについての演奏権侵害の成否」知財管理Vol.70 No.11 p.1623 (2020)。
- 2) 作花文雄「放送番組の録画・配信サービスと著作権制度」コピーライトNo.613 p.36 (2012), 岡邦俊「続・著作権の事件簿(169)「放送番組からの複製物の取得を可能にするサービス」の提供者からの再上告を棄却」JCAジャーナルVol.60 No.3 p.80 (2013), 上野達弘「音楽教室と著作権」Law & Technology No.88 p.20 (2020), 山崎道雄「音楽教室における演奏主体の判断」Law & Technology別冊 知的財産紛争の最前線No.7 p.79 (2021), 安藤和宏「音楽教室における生徒の演奏に対して、演奏権侵害が否定された事例」東洋法学Vol.65 No.1 p.203 (2021)。
- 3) 田中敦「音楽教室における教師および生徒の演奏につき演奏権侵害の成否が争われた事例」

Law & Technology No.93 p.77 (2021)は、「音楽教室における演奏の大半が生徒によるものであることからすれば、被控訴人が徴収する使用料の算定方法についても見直しを求められるのではないか」と述べている。

- 4) 上野達弘・前掲注2), 島並良=上野達弘=横山久芳『著作権法入門〔第3版〕』pp.326-327〔上野達弘執筆部分〕(2021)有斐閣, 橋本阿友子「音楽教室裁判にみる著作権法の諸問題」ジュリストNo.1547 p.79 (2020), 山口裕司・前掲注1), 安藤和宏「音楽教室における演奏について、演奏主体が音楽教室事業者であるとされた事例」東洋法学Vol.64 No.3 p.125 (2021)。
- 5) 前田健「著作権の間接侵害論と私的な利用に関する権利制限の意義についての考察」知的財産法政策学研究Vol.40 p.179 (2012)。
- 6) 平澤卓人「著作権法における「公に」及び「公衆」の概念の限界: 幸福の科学祈願経文事件」知的財産法政策学研究Vol.46 p.345 (2015), 平澤卓人「口述権における「公衆」の意義」著作権判例百選〔第6版〕p.122 (2019)。

(原稿受領日 2021年8月10日)